

株式会社西日本住宅サービス
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1

育児休業の取得率を次の水準以上にする。

女性従業員……取得率を90%以上にする。

男性従業員……取得率を30%以上にする。

※従業員には、再雇用社員、嘱託社員、パートタイマーを含む。

<対策>

- ・令和4年4月～ 育児休業に関する相談窓口を設置し、本人又は配偶者の妊娠・出産の申し出があった従業員に対して説明資料を配布し、取得の促進を図る。

目標2

年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間10日以上にする。

<対策>

- ・令和4年4月～ 直近3年間の年次有給休暇の取得状況を把握する。
取得状況を把握し、各部門長に毎月報告する。